

生駒市市民自治検討委員会調査部会検討結果

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第1回・2回）検討結果

(1) 市長の責務
(基本構想、条例案及び
条例解説案等)

【基本構想】

●市長は、法律等により他の執行機関の権限とされている事務以外の全ての事務を管理・執行する広い権限があることから、市民や議会などへの説明責任や市民の福祉の増進を図ることを目的として市民の付託に応えるよう、統括代表権、事務管理及び執行権並びに職員の指揮監督に関する市長の市政運営における責務を規定する。

【条例原案】

(市長の責務)

市長は、市民の福祉の増進を図ることを目的として市民の付託に応えるよう、市の代表者として市の事務を管理し、公正かつ誠実にこれを執行しなければならない。

2 市長は、事務の執行に当たっては市民及び議会への説明責任を果たすとともに、本条例の趣旨に基づき、市政運営を通じて自治の実現、市民主体のまちづくりの推進に努めなければならない。

3 市長は、前項の責務を果たすため、職員を適切に指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

【条例案】

(市長の責務)

第●条 市長は、市の代表者として市民の福祉の増進を目指し、市民の付託に応えるよう、市の事務を管理し、公正かつ誠実にこれを執行しなければならない。

2 市長は、事務の執行に当たっては市民及び議会への説明責任を果たすとともに、本条例の趣旨に基づき、市政運営を通じて自治の実現、市民主体のまちづくりの推進に努めなければならない。

3 市長は、前項の責務を果たすため、職員を適切に指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

【条例解説原案】

●市長は、市の代表として市の事務を管理するとともに、公正かつ誠実に執行しなければならないとしています。これは、地方自治法に規定されている長の統轄代表権、事務の管理及び執行権を市長の責務という視点から規定するものです。

●市長は、自治体の代表者として事務を執行する上で市民、議会への説明責任があるとともに、まちづくりの主体は市民であるとした本条例の趣旨を踏まえてハード面の都市計画事業などばかりでなく、ソフト面の地域自治組織の形成などを進めなければならないことを示しています。

●市長は、職員の監督者として適切な指導を行うとともに、職員の資質と能力の向上のため、さまざまな研修体制や制度の整備などに努めなければならないとした規定です。

【地方自治法】

(長の統轄代表権)

第147条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

(事務の管理及び執行権)

第148条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

(職員の指揮監督)

第154条 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。

	<p>【条例解説案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市長は、市の代表として市の事務を管理するとともに、公正かつ誠実に執行しなければならないとしています。これは、地方自治法に規定されている長の統轄代表権、事務の管理及び執行権を市長の責務という視点から規定するものです。 ●市長は、自治体の代表者として事務を執行する上で市民、議会への説明責任があるとともに、まちづくりの主体は市民であるとした本条例の趣旨を踏まえてハード面の都市計画事業などばかりでなく、ソフト面の地域自治組織の形成などを進めなければならないことを示しています。 ●市長は、職員の監督者として適切な指導を行うとともに、職員の資質と能力の向上のため、さまざまな研修体制や制度の整備などに努めなければならないとした規定です。 <p>【地方自治法】 (長の統轄代表権)</p> <p>第147条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。 (事務の管理及び執行権)</p> <p>第148条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。 (職員の指揮監督)</p> <p>第154条 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。</p>
<p>(2) 執行機関の責務 (基本構想、条例案及び 条例解説案等)</p>	<p>【条例原案】 (執行機関の責務)</p> <p>市の執行機関は、その権限と責任において、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に職務を執行しなければならない。</p> <p>【条例案】 (執行機関の責務)</p> <p>第●条 市の執行機関は、その権限と責任において、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に職務を執行しなければならない。</p> <p>【条例解説原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地方自治法第138条の2の規定「執行機関の義務」を本条例の理念に則り、執行機関全体の責務という視点から具体化しました。市の執行機関として、その職務の執行に当たり、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に執行しなければならないという倫理観を規定したものです。 <p>【地方自治法】 (執行機関の義務)</p> <p>第138条の2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び政令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。</p> <p>【条例解説案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地方自治法第138条の2の規定「執行機関の義務」を本条例の理念に則り、執行機関全体の責務という視点から具体化しました。市の執行機関として、その職務の執行に当たり、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に執行しなければならないという倫理観を規定したものです。 <p>【地方自治法】 (執行機関の義務)</p> <p>第138条の2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び政令、規則その他の</p>

規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

【条例原案】

(定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

【条例案】

(定義)

第●条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

【条例解説原案】

- 「執行機関」とは、市長のほか、地方自治法第180条の5の規定により、地方公共団体に置かなければならない教育委員会等の委員会及び委員のことで。

【地方自治法】

(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- 一 教育委員会
 - 二 選挙管理委員会
 - 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。
- 一 農業委員会
 - 二 固定資産評価審査委員会

【条例解説案】

- 「執行機関」とは、市長のほか、地方自治法第180条の5の規定により、地方公共団体に置かなければならない教育委員会等の委員会及び委員のことで。

【地方自治法】

(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- 一 教育委員会
 - 二 選挙管理委員会
 - 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。
- 一 農業委員会
 - 二 固定資産評価審査委員会

(3)市の職員の責務
(基本構想、条例案及び
条例解説案等)

【基本構想】

●市の職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めること並びにサービスの根本基準を遵守すること、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないこと、基本条例の趣旨に則して職務を遂行しなければならないこと及び自らの知識や技能の向上に努めなければならないことを規定する。

【条例原案】

(市の職員の責務)

市の職員は、自らも地域社会の一員であり、生活者である市民であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。

- 2 市の職員は、本条例の趣旨に則して職務を遂行するとともに、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。
- 3 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

【条例案】

(市の職員の責務)

第●条 市の職員は、自らも生活者であり、また、生駒市の市民であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。

- 2 市の職員は、本条例の趣旨に則して職務を遂行するとともに、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。
- 3 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

【条例解説原案】

●まちづくりの主体は市民であり、参画と協働のまちづくりを推進するため、市の職員も市民の一員と位置づけ、率先して市民としての責務を果たすことを規定しています。

●市の職員は、この条例の趣旨に則して職務を遂行すること、及びサービスの根本基準を遵守して公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないことを規定しています。

●市の職員としての責務を果たすに当たって、政策形成能力、政策法務能力等、自らの知識や技能の向上に努めなければならないことを規定しています。

【条例解説案】

●まちづくりの主体は市民であり、参画と協働のまちづくりを推進するため、市の職員も生活者であることの視点を大切に、率先して市民としての責務を果たすことを規定しています。

●市の職員は、この条例の趣旨に則して職務を遂行すること、及びサービスの根本基準を遵守して公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないことを規定しています。

●市の職員としての責務を果たすに当たって、政策形成能力、政策法務能力等、自らの知識や技能の向上に努めなければならないことを規定しています。

【地方公務員法】

(サービスの根本基準)

第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

<p>(4) 総合計画等の策定 (基本構想、条例案及び 条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】 ●総合的な市政運営の指針である総合計画策定に当たっては、市民参画によること及び総合計画に基づく市政運営についての市の責務を規定する。</p> <p>【条例原案】 (総合計画等の策定) 市は、市民参画のもと、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画（以下「総合計画」という。）を本条例の趣旨に則り策定し、計画的な市政運営に努めるものとする。 2 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定するものとする。 3 市は、前2項の各計画の進行管理を的確に行うものとする。</p> <p>【条例案】 (総合計画等の策定) 第●条 市は、市民参画のもと、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画（以下「総合計画」という。）を本条例の趣旨に則り策定し、計画的な市政運営に努めるものとする。 2 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定するものとする。 3 市は、前2項の各計画の進行管理を的確に行うものとする。</p> <p>【条例解説原案】 ●総合計画は市政運営の指針であり、策定に当たっては、本条例の趣旨に則って、市民参画によることとともに、当該計画に基づいて計画的な市政運営に努めることを市に課しています。 ●都市計画や環境といった行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定することとしています。 ●総合計画や行政分野ごとの計画については、計画、実施、評価及び改善のサイクルによる進行管理を的確に行うことで、継続的な事務改善に役立てることとしています。</p> <p>【条例解説案】 ●総合計画は市政運営の指針であり、策定に当たっては、本条例の趣旨に則って、市民参画によることとともに、当該計画に基づいて計画的な市政運営に努めることを市に課しています。 ●都市計画や環境といった行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定することとしています。 ●総合計画や行政分野ごとの計画については、計画、実施、評価及び改善のサイクルによる進行管理を的確に行うことで、継続的な事務改善に役立てることとしています。</p> <p>【行政分野ごとの計画】 生駒市における行政分野ごとの計画としては、「地域防災計画」、「国民保護計画」、「都市計画マスタープラン」、「緑の基本計画」などがあります。</p>
<p>(5) 説明責任 (基本構想、条例案及び 条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】 ●市は、まちづくりにおいて政策決定の過程や行政活動の内容及び結果を、市民に分かりやすく説明する責任があることを規定する。</p> <p>【条例原案】 (説明責任) 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない</p>

	<p>【条例案】 (説明責任) 第●条 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。</p> <p>【条例解説原案】 ●市は、政策決定の過程や行政活動の内容及び結果を、市民に分かりやすく説明する責任があることを規定しています。この説明責任は、市民が「情報提供を受け、自ら取得する権利」を保障するとともに、市民が「まちづくり参画の権利」を行使する上での前提となるものです</p> <p>【条例解説案】 ●市は、政策決定の過程や行政活動の内容及び結果を、市民に分かりやすく説明する責任があることを規定しています。この説明責任は、市民が「情報提供を受け、自ら取得する権利」を保障するとともに、市民が「まちづくり参画の権利」を行使する上での前提となるものです。</p>
<p>(6) 条例制定等の手続 (基本構想、条例案及び条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】 ●市は、まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例、市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例及びその他、市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される条例の制定、改廃に当たり、市民の参画や意見を求めなければならないことを規定する。 ●条例案提出に際しては、市民及び議会双方への説明責任を果たすため、市民参画の状況を明示すべきことを規定する。</p> <p>【条例原案】 (条例制定等の手続) 市は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、市民の参画を図り、又は市民に意見を求めなければならない。 (1) 関係する法律等又は条例等の制定改廃に基づくもので、その条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合 (2) 用語の変更等簡易な改正で、その条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合 (3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認めた場合 2 提案者は、前項に規定する市民の参画等の有無及び状況に関する事項を付して、条例案を提出しなければならない。</p> <p>【条例案】 (条例制定等の手続) 第●条 市は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、立案段階から市民の参画を図り、又は市民に意見を求めなければならない。 (1) 関係する法律等又は条例等の制定改廃に基づくもので、その条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合 (2) 用語の変更等簡易な改正で、その条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合 (3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認めた場合 2 提案者は、前項に規定する市民の参画等の有無及び状況に関する事項を付して、条例案を提出しなければならない。</p> <p>【条例解説原案】 ●まちづくりに関する重要な条例の制定改廃に関して、市民参画を図ることを規定しています。</p>

	<p>まちづくりに関する重要な条例とは、</p> <ol style="list-style-type: none">(1) まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例、(2) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例、(3) その他、市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される条例をいいます。 <p>●条例案提出の際に市民参画の状況を明示することで、市民及び議会双方への説明責任を果たします。</p> <p>【条例解説案】</p> <p>●まちづくりに関する重要な条例の制定改廃に関して、市民参画を図ることを規定しています。</p> <p>まちづくりに関する重要な条例とは、</p> <ol style="list-style-type: none">(1) まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例、(2) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例、(3) その他、市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される条例をいいます。 <p>●条例案提出の際に市民参画の状況を明示することで、市民及び議会双方への説明責任を果たします。</p>
--	---

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第3回）検討結果

<p>(1) 行政組織 (基本構想、条例案及び 条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】 ●社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、責任を明確にして、機能的かつ効率的な組織の整備及び組織の横断的な調整の必要性を市の責務として規定する。</p> <hr/> <p>【条例原案】 (行政組織) 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、責任を明確にして、機能的かつ効率的な組織を整備するとともに、組織の横断的な調整を図らなければならない。</p> <p>【条例案】 (行政組織) 第●条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を整備するとともに、責任を明確にして、組織の横断的な調整を図らなければならない。</p> <p>【条例解説原案】 ●市の組織の編成は、社会情勢にすばやく対応していく必要があるため、市の責務として規定しています。また、分断された縦割り組織の弊害に対処するため、横断的な連携や調整が必要なことを定めています。</p> <p>【条例解説案】 ●市の組織の編成は、社会情勢にすばやく対応していく必要があるため、多様化、高度化する市民ニーズに柔軟、迅速、的確に対応できる組織づくりを市の責務として規定しています。また、分断された縦割り組織の弊害（窓口対応における市民のたらいまわしなど）に対処するため、横断的な連携や調整が必要なことを定めています。</p>
<p>(2) 法務体制・法令遵守 及び公益通報 (基本構想、条例案及び 条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】 ●地域独自の自治に必要な条例、規則などを積極的に制定し、活用するなど、法務体制の充実について規定する。 ●市の法令遵守（コンプライアンス）義務及び職員の公益通報に関する仕組みを定め、適切に運用すべきことを規定する。</p> <hr/> <p>【条例原案】 (法務体制) 市は、自主的で質の高い政策を実行するため、法務に関する体制を充実し、条例、規則等の整備を積極的に行なわなければならない。</p> <p>【条例案】 (法務政策) 第●条 市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任を持って法律等を解釈し、条例、規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。</p> <p>【条例解説原案】</p>

●地方分権の推進に伴い、地域独自の自治に必要な政策条例の制定が求められており、そのための法務体制の充実についての規定です。
【条例解説案】

●地方分権の推進に伴い、地域独自の自治に必要な政策条例の制定が求められており、そのための自治立法権と法律等の解釈に関する自治権を活用した法務活動の充実について定めています。

【条例原案】

(法令遵守及び公益通報)

市は、市政の運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、法令遵守制度の適切な運用に努めなければならない。

2 市は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する制度の適切な運用に努めなければならない。

【条例案】

(法令遵守及び公益通報)

第●条 市は、市政の運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、法令遵守制度について必要な措置を講じなければならない。

2 市は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する制度について必要な措置を講じなければならない。

【条例解説原案】

●市は、生駒市法令遵守推進条例（平成19年6月25日条例第21号）を適切に運用しなければならないことを規定しています。

●市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、職員の職務に係る法令等の遵守制度の適切な運用を市に課す規定です。

●行政執行の公正を妨げ、市政に対する信頼を損なう行為で、公益に反する恐れのある事実がある場合の職員の公益通報制度の適切な運用を市に課しています。

【生駒市法令遵守推進条例】

(市の責務)

第3条 市は、透明性の高い公正な市政の運営を図り、市政に対する市民の信頼を確保するよう十分に配慮するとともに、法令等の遵守に関する啓発、不当要求行為及び公益目的通報に適切な対応ができる体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

【条例解説案】

●市は、生駒市法令遵守推進条例（平成19年6月25日条例第21号）を適切に運用しなければならないことを規定しています。

●市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、職員の職務に係る法令等の遵守制度の適切な運用を市に課す規定です。

	<p>●行政執行の公正を妨げ、市政に対する信頼を損なう行為で、公益に反する恐れのある事実がある場合の職員の公益通報制度の適切な運用を市に課しています。</p> <p>【生駒市法令遵守推進条例】 (市の責務)</p> <p>第3条 市は、透明性の高い公正な市政の運営を図り、市政に対する市民の信頼を確保するよう十分に配慮するとともに、法令等の遵守に関する啓発、不当要求行為及び公益目的通報に適切な対応ができる体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>(3) 職員政策 (基本構想、条例案及び 条例解説案)</p>	<p>【基本構想】</p> <p>●市は、職員の能力向上のための政策研究及び研修システムを充実し、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならないことを規定する。</p> <hr/> <p>【条例原案】 (職員政策)</p> <p>市は、職員の能力向上のための政策研究及び研修システムを充実し、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。</p> <p>【条例案】 (職員政策)</p> <p>第●条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用及び配置に努めなければならない。</p> <p>2 市は、職員の能力向上のための政策研究及び研修システムを充実し、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。</p> <p>【条例解説原案】</p> <p>●市は、地方分権時代に適切に対応できる職員として、その資質の向上及び多様な自己研鑽の機会を保障するため、政策研究や各種専門研修の充実に努めなければならないことを規定しています。</p> <p>【条例解説案】</p> <p>●職員の任用及び配置に関する市の責務を定めています。具体的には、地方公務員法の規定に基づき、能力の実証に基づき職員の任用を行うこと及び職員の配置等に当たっては定期的な勤務実績の評定を行うこととするものです。</p> <p>【地方公務員法】 (任用の根本基準)</p> <p>第15条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行われなければならない。</p> <p>(勤務実績の評定)</p> <p>第40条 任命権者は、職員の執務について定期的に勤務実績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。</p> <p>●市は、地方分権時代に適切に対応できる職員として、その資質の向上及び多様な自己研鑽の機会を保障するため、政策研究や各種専門研修の充実に努めなければならないことを規定しています。</p>
<p>(4) 行政手続</p>	<p>【基本構想案】</p>

(基本構想、条例案及び
条例解説案等)

●市は、市民の権利利益の保護に取り組むため、処分、行政指導及び届出に関する手続について、共通する事項を定め、適切に運用すべきことを規定する。

【条例原案】

(行政手続)

市は、処分、行政指導及び届出に関し、公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続について、共通する事項を定め、適切に運用しなければならない。

【条例案】

(行政手続)

第●条 市は、処分、行政指導及び届出に関し、公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続について必要な措置を講じなければならない。

【条例解説原案】

●市は、行政処分等における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するための行政手続き条例（平成9年3月31日条例第2号）を適切に運用しなければならないことを規定しています。

【生駒市行政手続条例】

(目的等)

第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

【条例解説案】

●市は、行政処分等における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するための行政手続き条例（平成9年3月31日条例第2号）を適切に運用しなければならないことを規定しています。

【生駒市行政手続条例】

(目的等)

第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第4回）検討結果

<p>(1) 危機管理 (基本構想、条例案及び 条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】 ●市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならないことを規定する。</p> <p>【条例原案】 (危機管理) 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならない。</p> <p>【条例案】 (危機管理) 第●条 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならない。</p> <p>【条例解説原案】 ●市は、いつ起きるか分からない不測の事態に常に備えて、市民、関係機関等との協力のもと危機管理体制の確立に努めることを定めています。「総合的」とは、市の組織全体としての対応を意味し、「機動的」とは、迅速かつ効率的な活動を意味しています。なお、本市では、他の地方公共団体や民間企業等との間で、災害相互応援協定をはじめ、医療救護についての協定、避難場所等としての使用に関する協定、市内郵便局との協定、生活物資の調達、供給等に関する協定、応急復旧等に関する協定、LPガス等の供給に関する協定、燃料供給等に関する協定、防災コンテナによる緊急物資の輸送等に関する協定等を締結しています。</p> <p>【条例解説案】 ●市は、阪神淡路大震災以降も各地で発生している地震をはじめとする自然災害や凶悪犯罪など、いつ起きるか分からない不測の事態に常に備えて、市民、関係機関等との協力のもと危機管理体制の確立に努めることを定めています。「総合的」とは、市の組織全体として対応するため、調整機能を整備することを意味し、「機動的」とは、迅速かつ効率的な活動を意味しています。なお、本市では、防災体制に関しては、他の地方公共団体や民間企業等との間で、災害相互応援協定をはじめ、医療救護についての協定、避難場所等としての使用に関する協定、市内郵便局との協定、生活物資の調達、供給等に関する協定、応急復旧等に関する協定、LPガス等の供給に関する協定、燃料供給等に関する協定、防災コンテナによる緊急物資の輸送等に関する協定等を締結しています。</p>
<p>(2) 財務総則 (基本構想、条例案及び 条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】 ●市長は、総合計画及び行政評価を踏まえた自主的かつ健全な財政運営を行わなければならないことを規定する。</p> <p>【条例原案】 (財務総則) 市長は、総合計画及び行政評価を踏まえた自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。</p> <p>【条例案】 (財政運営の基本方針) 第●条 市長は、総合計画を実現するための中・長期財政計画を定め、行政評価を踏まえて、財源を効果的・効率的に活用し、自主的かつ健全な</p>

	<p>財政運営を行わなければならない。</p> <p>【条例解説原案】</p> <p>●市の財政は、市民の税金等によって支えられていることを踏まえた財政運営の基本事項として、一定の期間中に達成すべき目標を設定し、実現のための手法を体系化した総合計画及び事業の成果等の目標到達を明らかにし、次の計画や予算、その実施に反映させる行政評価に基づいて、自主的かつ健全な財政を確立することが必要であることを定めています。</p> <p>【条例解説案】</p> <p>●市の財政は、市民の税金等によって支えられていることを踏まえた財政運営の基本事項として、一定の期間中に達成すべき目標を設定し、実現のための手法を体系化した総合計画やそれを実現するための財政計画を定めます。更にこれらの計画に基づく事業の成果等の目標到達度を明らかにし、次の計画や予算、その実施に反映させる行政評価に基づいて、財源を効果的・効率的に活用できるように自主的かつ健全な財政を確立することが必要であることを定めています。</p>
<p>(3) 予算編成・執行・決算 (基本構想、条例案及び条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】</p> <p>●市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画及び行政評価を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならないこと並びに予算の編成過程を含め市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならないこと及び予算の執行計画を策定しなければならないことを規定する。</p> <p>【条例原案】 (予算編成、執行及び決算) 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画及び行政評価を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。</p> <p>2 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定しなければならない。</p> <p>3 市長は、市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう、分かりやすい情報の提供に努めなければならない。</p> <p>【条例案】 (予算編成、執行及び決算) 第●条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、実施計画及び行政評価を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。</p> <p>2 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定しなければならない。</p> <p>3 市長は、予算の編成過程も含め、市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう、分かりやすい情報を提供するものとする。</p> <p>【条例解説原案】</p> <p>●第○条の財務総則と同様、予算の編成及び執行においても総合計画及び行政評価に基づくことを定めています。また、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とする「行政運営効率化の原則」の観点から、地域の諸資源（人材、自然、歴史、文化、地域活動など）や、経営資源（人・モノ・カネ・情報）を最大限活用して、予算を編成し執行することを確認するものです。</p>

●地方自治法第220条第1項「予算の執行及び事故繰越し」、地方自治法施行令第150条「予算の執行及び事故繰越し」及び生駒市予算規則に基づき、予算執行を進めることを原則事項として定めています。

【地方自治法】

(予算の執行及び事故繰越し)

第220条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従って予算の執行に関する手続を定め、これに従って予算を執行しなければならない。

【地方自治法施行令】

(予算の執行及び事故繰越し)

第150条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。

- 一 予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること。
- 二 定期又は臨時に歳出予算の配当を行なうこと。
- 三 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。

2 前項第三号の目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。

【生駒市予算規則】

(予算成立の通知)

第8条 主管課長は、予算が成立したときは、課長に対して当該課の所掌事務に係る予算を通知するとともに、これを会計管理者に通知するものとする。

(予算執行計画)

第9条 課長は、前条の規定により通知を受けたときは、速かにその所掌事務に係る予算執行に予算執行計画書(様式第1号)を作成し、主管課長に提出しなければならない。

2 主管課長は、前項の予算執行計画書に基づき、必要と認めるときは、課長の意見を聴き予算執行計画を調整し、市長の決定を受けなければならない。

3 主管課長は、決定された予算執行計画を直ちに課長及び会計管理者に通知するものとする。

●「予算に関する説明書」のほか、より具体的な予算説明資料や「歳入歳出決算に係る主要な施策の成果を説明する書類」の充実などにより、市民に予算及び決算の内容が分かりやすく理解できるような情報提供に努めるべきことを定めています。

【条例解説案】

●第0条の財政運営の基本方針の趣旨に基づき、予算の編成及び執行に当たっては、実施計画及び行政評価を踏まえて行うことを定めています。また、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とする「行政運営効率化の原則」の観点から、地域の諸資源(人材、自然、歴史、文化、地域活動など)や、経営資源(人・モノ・カネ・情報)を最大限活用して、予算を編成し執行することを確認するものです。

●地方自治法第220条第1項「予算の執行及び事故繰越し」、地方自治法施行令第150条「予算の執行及び事故繰越し」及び生駒市予算規則に基づき、予算執行を進めることを原則事項として定めています。

【地方自治法】

	<p>(予算の執行及び事故繰越し) 第220条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従つて予算の執行に関する手続を定め、これに従つて予算を執行しなければならない。</p> <p>【地方自治法施行令】 (予算の執行及び事故繰越し) 第150条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること。 二 定期又は臨時に歳出予算の配当を行なうこと。 三 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従つて歳入歳出予算を執行すること。 <p>2 前項第三号の目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。</p> <p>【生駒市予算規則】 (予算成立の通知) 第8条 主管課長は、予算が成立したときは、課長に対して当該課の所掌事務に係る予算を通知するとともに、これを会計管理者に通知するものとする。</p> <p>(予算執行計画) 第9条 課長は、前条の規定により通知を受けたときは、速かにその所掌事務に係る予算執行に予算執行計画書(様式第1号)を作成し、主管課長に提出しなければならない。</p> <p>2 主管課長は、前項の予算執行計画書に基づき、必要と認めるときは、課長の意見を聴き予算執行計画を調整し、市長の決定を受けなければならない。</p> <p>3 主管課長は、決定された予算執行計画を直ちに課長及び会計管理者に通知するものとする。</p> <p>●予算の編成過程の情報に加えて、「予算に関する説明書」のほか、より具体的な予算説明資料や「歳入歳出決算に係る主要な施策の成果を説明する書類」の充実などにより、市民に予算及び決算の内容が分かりやすく理解できるような情報提供に努めるべきことを定めています。</p>
<p>(4) 財産管理 (基本構想、条例案及び条例解説案)</p>	<p>【基本構想案】 ●市長は、市の財産の適正な管理及び運用に努めなければならないこと並びに市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならないことを規定する。</p> <p>【条例原案】 (財産管理) 市長は、市が保有する財産の適正な管理及び運用に努めるとともに、市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。</p> <p>【条例案】 (財産管理)</p>

	<p>第●条 市長は、市が保有する財産の適正かつ計画的な管理及び運用に努めるとともに、市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。</p> <p>【条例解説原案】</p> <p>●市の財産の適正な管理及び運用並びにその保有状況の情報請求に対する速やかな公開を市長に課しています。市有財産の管理は、地方自治法第149条等で財産の適正な管理及び効率的な運用が定められており、また、同法第243条の3に基づき、市民に分かりやすい財政状況の公表を定めており、本市では、「財政状況の公表に関する条例」に基づき、7月と11月の年2回、広報紙などで歳入歳出予算の執行状況や財産等の財政状況を公表しています。</p> <p>【地方自治法】 (担当事務)</p> <p>第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。 六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。 (財政状況の公表等)</p> <p>第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。</p> <p>【条例解説案】</p> <p>●市の財産の適正で計画的な管理及び運用並びにその保有状況の情報請求に対する速やかな公開を市長に課しています。市有財産の管理は、地方自治法第149条等で財産の適正な管理及び効率的な運用が定められています。なお、市長は今後財産の管理計画の策定に努めるものとします。また、同法第243条の3に基づき、市民に分かりやすい財政状況の公表を定めており、本市では、「財政状況の公表に関する条例」に基づき、7月と11月の年2回、広報紙などで歳入歳出予算の執行状況や財産等の財政状況を公表しています。</p> <p>【地方自治法】 (担当事務)</p> <p>第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。 六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。 (財政状況の公表等)</p> <p>第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。</p>
<p>(5) 評価実施・評価方法検討 (基本構想、条例案及び条例解説案)</p>	<p>【基本構想案】</p> <p>●市は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施すること及びその結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映すべきことを規定する。</p> <p>●市は、評価に当たっては、市民参画による評価を行うなど常により良い方法で行うよう改善に努めなければならないことを規定する。</p> <p>【条例原案】 (行政評価)</p>

	<p>市長は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。</p> <p>2 市長は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。</p> <p>3 市長は、評価に当たっては、市民参画による評価を行うなど、常により良い方法で行うよう改善に努めなければならない。</p> <p>【条例案】 (行政評価)</p> <p>第●条 市長は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。</p> <p>2 市長は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。</p> <p>3 市長は、市民参画による評価を行うなど、常に評価方法の改善に努めなければならない。</p> <p>【条例解説原案】</p> <p>●各種の計画、予算、決算、事務内容などの項目ごとに評価することを定めるものです。行政評価は、事業の成果、仕事の効率性、投入コストに対する効果、成果と目標達成度などを明らかにするもので、そのためには、「Plan (計画)・Do (実施)・Check (評価)・Action (改善・見直し) のマネジメントサイクルを導入することが必要になります。</p> <p>●評価結果を公表することは、透明性の向上と市民のまちづくりへの関心を高めることにもつながり、その評価結果を事業の見直しや予算編成、施策の選択と集中などに反映させることを定めています。</p> <p>●行政評価の中でも、特に市の将来や市民に関係する重要なまちづくりの施策については、市民参画による評価システムを構築することが重要であることの規定です。「生駒市行政改革大綱」に基づくアクションプランにおいて、施策評価及び事務事業評価を導入し、予算制度と連携した行政評価システムの確立を図ることとしています。</p> <p>【条例解説案】</p> <p>●各種の計画、予算、決算、事務内容などの項目ごとに評価することを定めるものです。行政評価は、事業の成果、仕事の効率性、投入コストに対する効果、成果と目標達成度などを明らかにするもので、そのためには、「Plan (計画)・Do (実施)・Check (評価)・Action (改善・見直し) のマネジメントサイクルを導入することが必要になります。</p> <p>●評価結果を公表することは、透明性の向上と市民のまちづくりへの関心を高めることにもつながり、その評価結果を事業の見直しや予算編成、施策の選択と集中などに反映させることを定めています。</p> <p>●行政評価の中でも、特に市の将来や市民に関係する重要なまちづくりの施策については、市民参画による評価システムを構築することが重要であることの規定です。「生駒市行政改革大綱」に基づくアクションプランにおいて、施策評価及び事務事業評価を導入し、予算制度と連携した行政評価システムの確立を図ることとしており、そのシステムの中で市民参画による評価を行い、課題等の適切な把握を行っていきます。</p>
<p>(6) 市の役割 (基本構想、条例案及び条例解説案)</p>	<p>【条例原案】 (協働のまちづくりにおける市の役割)</p> <p>市は、自ら公共的サービス及び活動を提供する役割を担うだけでなく、適切な公共的サービス及び活動水準の設定及び市民等の活動の支援を通じて、市民等により公共的サービス及び活動の提供が適正に行われることを調整するよう努める。</p>

【条例案】

(協働のまちづくりにおける市の役割)

第●条 市は、自ら公共的サービスを提供する役割を担うだけでなく、適切な公共的サービス水準の設定及び市民等の活動の支援を通じて、市民等による公共的サービスの提供が適正に行われることを保証するよう努める。

2 市は、必要に応じて、市民等との調整を行う役割を担う。

【条例解説原案】

●参画と協働による市民自治社会の実現のためには、市が公共的サービス及び活動の提供という役割を担うだけでなく、今後は他の主体に公共的サービス及び活動の提供を委ねる場面も多く登場すると考えられます。こうした場合に市は、他の主体によって公共的サービス及び活動の提供が確保されるよう、情報の開示や認証など、それが適正に行われるよう調整する制度的仕組みを作る役割を中心に担うことになることと考えられることに伴う規定です。なお、場合によっては、市が公共的サービス及び活動を維持する部分や強化する部分もあると考えられます。

【条例解説案】

●参画と協働による市民自治社会の実現のためには、市が公共的サービスの提供という役割を担うだけでなく、今後は他の主体に公共的サービスの提供を委ねる場面も多く登場すると考えられます。こうした場合に市は、他の主体によって公共的サービスの提供が確保されるよう、情報の開示や認証など、それが適正に行われるよう調整する制度的仕組みを作る役割を中心に担うことになることと考えられることに伴う規定です。なお、場合によっては、市が公共的サービス及び活動を維持する部分や強化する部分もあると考えられます。

●協働のまちづくりにおいては、市民、市民活動団体、事業者が行う公共的な活動を調整することが必要な場合もあると考えられ、それぞれの活動主体自身による自主的な調整が円滑に行われない場面においては、必要に応じて市が実質的な調整の役割を担うこととするものです。

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第5回）検討結果

<p>(1)外部監査 （基本構想、条例案及び 条例解説案等）</p>	<p>【基本構想】 ●市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施できることを規定する。</p> <p>【条例原案】 （外部監査） 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施することができる。</p> <p>【条例案】 （外部監査） 第●条 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施する。</p> <p>【条例解説原案】 ●市には、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等を監査するための執行機関として監査委員が置かれていますが、都道府県、政令市、中核市には、外部の専門家が監査を行う外部監査制度が導入されています。この制度は、従来の監査委員制度に加えて、地方公共団体が外部の専門家と個々に契約して監査を受ける制度で、地方公共団体に属さない者が地方公共団体と契約を結んで監査を行うことによって独立性を強化し、一定の資格等を有する専門家に限って契約できることとすることによって専門性を強化することとされたものです。本市は、この地方自治法上の実施対象ではありませんが、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施することができるとしており、本条例施行後にその内容を検討することになります。</p> <p>【条例解説案】 ●市には、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等を監査するための執行機関として監査委員が置かれていますが、都道府県、政令市、中核市には、外部の専門家が監査を行う外部監査制度が導入されています。この制度は、従来の監査委員制度に加えて、地方公共団体が外部の専門家と個々に契約して監査を受ける制度で、地方公共団体に属さない者が地方公共団体と契約を結んで監査を行うことによって独立性を強化し、一定の資格等を有する専門家に限って契約できることとすることによって専門性を強化することとされたものです。本市は、この地方自治法上の実施対象ではありませんが、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施することができるとしており、本条例施行後にその内容を検討することになります。</p>
<p>(2)近隣自治体との連携 （基本構想、条例案及び 条例解説案等）</p>	<p>【基本構想】 ●市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進すべきことを規定する。</p> <p>【条例原案】 （近隣自治体との連携） 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。</p> <p>【条例案】 （近隣自治体との連携） 第●条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくり</p>

	<p>を推進するものとする。</p> <p>【条例解説原案】</p> <p>●市民生活の活動範囲は市域を超えて広がっていることから、広域にまたがって共通するさまざまな分野における地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営を行うため、近隣自治体間での情報共有と相互理解を図り、連携してまちづくりを推進していこうとする規定です。</p> <p>【条例解説案】</p> <p>●市民生活の活動範囲は市域を超えて広がっていることから、広域にまたがって共通するさまざまな分野における地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営を行うため、近隣自治体間での情報共有と相互理解を図り、連携してまちづくりを推進していこうとする規定です。生駒市では、「奈良県市町村会館管理組合」、「奈良県後期高齢者医療広域連合」などの一部事務組合に加入しているのをはじめ、近隣の6市間で災害時における相互応援協定の締結や第二阪奈有料道路での事故等に対応するため「東大阪市、生駒市及び奈良市消防相互応援協定」を締結しています。</p>
<p>(3)広域連携 (基本構想、条例案及び条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】</p> <p>●市は、市民参画を進めながら、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、他の自治体、国、県及びその他の機関と対等な立場で広域的な連携を積極的に進めるべきことを規定する。</p> <p>【条例原案】 (広域連携)</p> <p>市は、市民参画を進めながら、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、他の自治体、国、県及びその他の機関と対等な立場で広域的な連携を積極的に進めるものとする。</p> <p>【条例案】 (広域連携)</p> <p>第○条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、市民参画を進めながら、他の自治体、国、県及びその他の機関と対等な立場で広域的な連携を積極的に進めるものとする。</p> <p>【条例解説原案】</p> <p>●第○条の近隣自治体との連携に加えて、市だけでは解決できない自治体間での共通課題や環境問題、交通問題のように広範囲に及ぶ課題については、市民参画を得ながら、関係自治体をはじめ、県や国とも対等の立場で連携しながら協力して解決すべきことを定めています。</p> <p>【条例解説案】</p> <p>●第○条の近隣自治体との連携に加えて、自治体間での共通課題や環境問題、交通問題のように広範囲に及ぶ課題については、単独の自治体だけでは対応しきれないことから、市民参画を得ながら、関係自治体をはじめ、県や国とも対等の立場で連携しながら協力して解決すべきことを定めています。生駒市では、廃棄物の広域処理等に関する大阪湾フェニックス計画をはじめ、大和川及び竜田川流域の水質改善、再生等を目指すプロジェクト会議や推進会議に参画しています。</p>
<p>(4)国際交流及び多文化共生 (基本構想、条例案及び</p>	<p>【基本構想】</p> <p>●市民及び市は、各種分野における国際交流及び協力を努め、多文化共生推進の視点に立ったまちづくりに努めるべきことを規定する。</p> <p>【条例原案】</p>

条例解説案等)

(国際交流及び多文化共生)

市民及び市は、各種分野における国際交流及び協力を努め、多文化共生社会の視点に立ったまちづくりを推進するものとする。

【条例案】

(国際交流及び多文化共生)

第●条 市民及び市は、各種分野における国際交流及び協力を努めるとともに、多文化共生社会の視点に立ったまちづくりを推進するものとする。

【条例解説原案】

●日常生活におけるさまざまな分野で国際交流、協力を努めることで、在住外国人と日本人が、ともに地域に暮らす住民として、国籍や言語、文化、生活習慣などの違いを認め、尊重し共存できる多文化共生社会の視点に立った国際感覚豊かなまちづくりを推進することを定めています。

【条例解説案】

●日常生活におけるさまざまな分野で国際交流、協力を努めるとともに、市民が、ともに地域に暮らす住民として、国籍や言語、文化、生活習慣などの違いを認め、尊重し共存できる多文化共生社会の視点に立った国際感覚豊かなまちづくりを推進することを定めています。生駒市では、国際化基本指針などを策定し、それらに基づく事業・施策を展開しています。

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第6回）検討結果

(1) 議会の役割と権限
（基本構想、条例案及び
条例解説案等）

【基本構想】

（議会の役割と権限）

- 市議会は、団体意思の決定機関であるとともに、市民自治を推進する機関であることを規定する。
- 市議会は、法律（政令を含む。以下「法律等」という。）に定められたもの以外の市の重要事項を議決する権限を有すること並びに市の執行機関を監視及びけん制する権限を有すること並びに市議会が有する法律等に定められた議決権を規定する。

【条例原案】

（議会の役割と権限）

- 市議会は、団体意思の決定機関であるとともに、まちづくりを推進する機関である。
- 2 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視及びけん制する権限を有する。
 - 3 市議会は、法律等の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限、並びに執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する。

【条例案】

（議会の役割と権限）

- 第●条 市議会は、団体意思の決定機関であるとともに、市民自治を推進する機関である。
- 2 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視及びけん制する権限を有する。
 - 3 市議会は、法律等の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限、並びに執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する。

【条例解説原案】

- 市議会は、市民の負託に応じて、自治体としての生駒市の意思を決定する機関であるとともに、市長をはじめとする執行機関と同様、市民との協働によりまちづくり（市及び市民が行う生駒市づくり）を推進する役割を担う機関であることを定めています。
- 市議会は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想などの市の重要事項を議決する権限や議事運営等を通じて執行機関の適正な行政運営が図られているかどうかについて、監視、けん制する権限があることを定めています。
- 市長と独立対等な二元代表制を担っている市議会の権限について、条例の制定改廃や予算、決算の認定を議決する権限をはじめ、検査権、検査請求権、調査権及び国等に対する意見書の提出権などの地方自治法の規定を確認するものです。

【地方自治法に定められている主な議会の権限】

- ・議決権（第96条の議決事項として、条例の制定改廃、予算の決定など15項目）
- ・選挙権（第97条、第103条、第182条）
- ・検閲・検査権、監査請求権（第98条）
- ・意見書提出権（第99条）
- ・調査権（第100条）

	<ul style="list-style-type: none"> ・長の不信任議決権（第178条） 【条例解説案】 ●市議会は、市民の負託に応じて、自治体としての生駒市の意思を決定する機関であるとともに、立法機能を通じて市民自治を推進する役割を担う機関であることを定めています。 ●市議会は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想などの市の重要事項を議決する権限や議事運営等を通じて執行機関の適正な行政運営が図られているかどうかについて、監視、けん制する権限があることを定めています。 ●市長と独立対等な二元代表制を担っている市議会の権限について、条例の制定改廃や予算、決算の認定を議決する権限をはじめ、検査権、監査請求権、調査権及び国等に対する意見書の提出権などの地方自治法の規定を確認するものです。 【地方自治法に定められている主な議会の権限】 ・議決権（第96条の議決事項として、条例の制定改廃、予算の決定など15項目） ・選挙権（第97条、第103条、第182条） ・検閲・検査権、監査請求権（第98条） ・意見書提出権（第99条） ・調査権（第100条） ・長の不信任議決権（第178条）
<p>(2) 議会の責務等 （基本構想、条例案及び 条例解説案等）</p>	<p>【基本構想】 （議会の責務等）</p> <p>●市議会は、議決機関としての責任を自覚し、長期的展望をもって活動すること、民意の掌握に努めなければならないこと、意思決定に係る説明責任を有すること、市民との情報共有に基づく開かれた議会運営に努めなければならないこと及び立法機能の強化に努めなければならないこと並びに市議会の組織及び議員定数は、議会の役割を十分考慮して定められなければならないことを規定する。</p> <p>【条例原案】 （議会の責務等）</p> <p>市議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、長期的展望をもって活動するとともに、広く市民から意見を求めるよう努めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 市議会は、主権者たる市民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。 3 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。 4 市議会は、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、立法機能の強化に努めなければならない。 5 市議会の組織及び市議会議員の定数は、この条例に基づく議会の役割を十分考慮して定められなければならない。 <p>【条例案】 （議会の責務等）</p> <p>第●条 市議会は、立法機関であり、意思決定機関としての責任を常に自覚し、長期的展望をもって活動するとともに、広く市民から意</p>

	<p>見を求めるよう努めなければならない。</p> <p>2 市議会は、主権者たる市民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。</p> <p>3 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 市議会は、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、立法機能の強化に努めなければならない。</p> <p>5 市議会の組織及び市議会議員の定数は、この条例に基づく議会の役割を十分考慮して定められなければならない。</p> <p>【条例解説原案】</p> <p>●市議会は、市民の代表機関として、将来展望を持った総合的な視野での判断や活動が求められるとともに、民意の掌握に努めなければならないことを定めています。</p> <p>●市議会は、意思決定における議論の内容及び経過を明らかにし、市民に分かりやすく説明、公表する責務があることを定めています。</p> <p>●市議会を市民に開かれた機関とするため、積極的な情報提供を行い、市民参加の推進に努めるべきことを規定しています。</p> <p>●市議会は、生駒市の実状に応じた独自の施策展開を進めるため、議会が有する立法などの政策立案機能の強化に努めなければならないことを定めています。</p> <p>●市議会の定数は、地方自治法第91条で規定されていますが、議会の組織及び定数は、意思決定機関として、また、本市のまちづくりを推進する役割を担う市民の代表機関として、本条例上の議会の役割を考慮し、自主的な判断に基づいて決定されるべきことを規定するものです。</p> <p>【条例解説案】</p> <p>●市議会は、市民の代表機関として、将来展望を持った総合的な視野での判断や活動が求められるとともに、民意の掌握に努めなければならないことを定めています。</p> <p>●市議会は、意思決定における議論の内容及び経過を明らかにし、市民に分かりやすく説明、公表する責務があることを定めています。</p> <p>●市議会を市民に開かれた機関とするため、積極的な情報提供を行い、市民参加の推進に努めるべきことを規定しています。</p> <p>●市議会は、生駒市の実状に応じた独自の施策展開を進めるため、議会が有する立法などの政策立案機能の強化に努めなければならないことを定めています。</p> <p>●市議会の定数は、地方自治法第91条で規定されていますが、議会の組織及び定数は、意思決定機関として、また、本市の市民自治を推進する役割を担う市民の代表機関として、本条例上の議会の役割を考慮し、自主的な判断に基づいて決定されるべきことを規定するものです。</p>
<p>(3) 議会の会議・会期外活動 (基本構想、条例案及び条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】</p> <p>●市議会の会議は討議を基本とすること並びに市議会は、全ての会議を原則公開とすること及び会期外においても、議会の自主性及び自立性に基づいて市の施策の検討、調査に努めなければならないことを規定する。</p> <p>【条例原案】 (議会の会議・会期外活動)</p>

市議会の会議は、討議を基本とする。

2 市議会は、全ての会議を原則公開とする。ただし**適当**と認められるときは、非公開とすることができる。この場合においては、その理由を公表しなければならない。

3 市議会は、会期外においても、市政への市民の意思の反映を図るため、議会の自主性及び自立性に基づいて市の施策の検討、調査等に努めなければならない。

【条例案】

(議会の会議・会期外活動)

第●条 市議会の会議は、討議を基本とする。

2 市議会は、全ての会議を原則公開とする。ただし**必要**と認められるときは、非公開とすることができる。この場合においては、その理由を公表しなければならない。

3 市議会は、会期外においても、市政への市民の意思の反映を図るため、議会の自主性及び自立性に基づいて市の施策の検討、調査等に努めなければならない。

【条例解説原案】

●市議会は、市民の代表機関であるとともに、議論し、意思決定をしていく機関でもあることから、開かれた議会での議論が意思決定過程の透明性を高め、市民の意思を反映したものになるという考え方に基づき、「議論の重要性」について規定するものです。

●開かれた議会として議会での審議過程を明らかにするとともに、市民が自由に、また、積極的に会議を傍聴できるように会議の原則公開を定めています。ただし、地方自治法第115条の規定による秘密会とした場合は、その理由を公表しなければならないとしています。

【地方自治法】

第115条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

●議会は、会期中における議会の権限の行使だけでなく、会期外においても、市政への市民意思の反映のため、独立機関として市の施策等の検討や調査に努めなければならないことを定めています。

【条例解説案】

●市議会は、市民の代表機関であるとともに、議論し、意思決定をしていく機関でもあることから、開かれた議会での議論が意思決定過程の透明性を高め、市民の意思を反映したものになるという考え方に基づき、「議論の重要性」について規定するものです。

●開かれた議会として議会での審議過程を明らかにするとともに、市民が自由に、また、積極的に会議を傍聴できるように会議の原則公開を定めています。ただし、**個人情報**の保護に関わる事案などについては、**必要**に応じて非公開とすることができ、その場合は、**非公開**とした理由を公表しなければならないとしています。また、地方自治法第115条の規定による秘密会とした場合についても、その理由を公表しなければならないとしています。

	<p>【地方自治法】 第115条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。 ●議会は、会期中における議会の権限の行使だけでなく、会期外においても、市政への市民意思の反映のため、独立機関として市の施策等の検討や調査に努めなければならないことを定めています。</p>
<p>(4) 議員の役割・責務 (基本構想、条例案及び条例解説案等)</p>	<p>【基本構想案】 ●市議会議員の職務遂行及び行動の規範並びに能力向上のための努力義務を規定する。</p> <p>【条例原案】 (市議会議員の責務) 市議会議員は、市民の負託に応え、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市議会議員は、市民の代表者としての品位と名誉を保持し、常に市民全体の福利を念頭に置き行動しなければならない。 3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己研鑽に努め、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。</p> <p>【条例案】 (市議会議員の責務) 第●条 市議会議員は、市民の負託に応え、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市議会議員は、市民の代表者としての品位を保持し、常に市民全体の福利を念頭に置き行動しなければならない。 3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己研鑽に努め、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。</p> <p>【条例解説原案】 ●市議会議員は、議決機関としての意思決定に当たり、責任を負って市民から任される立場であることから、公平、公正、誠実に職責を果たすべきことを定めています。 ●市議会議員は、特定の地域や団体などの代表ではなく、市民全体の代表者である議員としての品位と名誉を保持し、市民全体の利益を行動の指針としなければならないことを定めています。 ●市議会議員には、分権時代における生駒市づくりを進める上で必要な、政策の提言や提案の一層の向上が期待されることから、そのための常に自己研鑽に努めていくべきことを規定しています。</p> <p>【条例解説案】 ●市議会議員は、議決機関としての意思決定に当たり、責任を負って市民から任される立場であることから、公平、公正、誠実に職責を果たすべきことを定めています。 ●市議会議員は、特定の地域や団体などの代表ではなく、市民全体の代表者である議員としての品位を保持し、市民全体の利益を行動の指針としなければならないことを定めています。 ●市議会議員には、分権時代における生駒市づくりを進める上で必要な、政策の提言や提案能力の一層の向上が期待されることから、常に自己研鑽に努めていくべきことを規定しています。</p>